

福岡県住宅被災者本再建支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、平成29年7月九州北部豪雨（以下「九州北部豪雨」という。）により被災した者のうち、災害復旧工事の関係や長期避難世帯というやむを得ない理由で仮住まいを余儀なくされている者の本再建を支援するため、県内の本再建先へ引越しをする際に要する費用及び本再建先として県内の民間賃貸住宅へ入居する際に締結する賃貸借契約に伴う費用に対し、予算の範囲内において福岡県住宅被災者本再建支援助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「本再建」とは、恒久住宅へ再建することをいう。
- (2) 「災害復旧工事」とは、九州北部豪雨による災害からの復旧に係る工事及びそれに付随する各種公共工事（朝倉市が認めたもの）をいう。
- (3) 「長期避難世帯」とは、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに掲げる世帯をいう。
- (4) 「仮住まい」とは、本再建するまで仮の住まいに一時的に居住することをいう。
- (5) 「応急仮設住宅等」とは、建設型仮設住宅、借上型仮設住宅、一時避難所として使用した公営住宅等をいう。
- (6) 「公営住宅等」とは、公営住宅、改良住宅その他地方公共団体が整備する賃貸住宅をいう。
- (7) 「民間賃貸住宅」とは、公営住宅等及び社宅、官舎、寮等の給与住宅以外の賃貸住宅をいう。
- (8) 「引越し」とは、仮住まい先から本再建先としての恒久住宅（民間賃貸住宅を含む。）に移転したことをいう。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、本再建したと朝倉市長が認めた者（この要綱の施行日前に本再建したと朝倉市長が認めた者で本再建の際に福岡県住宅被災者自力再建促進事業助成金の交付を受けていないものを含む。）とする。

- (1) 朝倉市長から罹災証明書の発行を受けた者又はライフラインが途絶しているなどの理由により長期にわたり自らの住宅に居住できないと朝倉市長が認めた者であって、応急仮設住宅等に入居し、供与期間内に当該住宅を退去した者
- (2) 前号に該当する者以外で、次のアからウまでのいずれかに該当する者
 - ア 朝倉市長が発行する罹災証明書で全壊又は大規模半壊の判定を受けた者
 - イ 朝倉市長が発行する罹災証明書で半壊の判定を受け、その住宅を解体した者

ウ 長期避難世帯として認定された者

2 前項の規定にかかわらず、交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金を交付しないことができる。

(1) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

(2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は前号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者

(助成対象経費及び助成金額)

第4条 助成対象経費及び助成金の額は、別表1のとおりとする。

2 助成対象経費について、他の公的制度による同趣旨の助成を受けている場合は、助成金の対象外とする。

(交付申請及び実績報告)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1号に別表2に掲げる書類を添付して、朝倉市長を経由して知事に助成金の交付申請及び実績報告をしなければならない。

2 前項の交付申請及び実績報告は、引越しをした日若しくは賃貸借契約を締結した日のいずれか遅い日（以下「本再建した日」という。）から起算して6月を経過した日（知事がやむを得ないと認める場合は、この限りではない。）又は本再建した日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに行うものとする。この場合において、本再建した日がこの要綱の施行日前である場合は、この要綱の施行日から6月を経過した日までとする。

3 第1項の交付申請及び実績報告の提出部数は、1部とする。

4 第1項の交付申請及び実績報告は、本再建した日以降、第3条第1項に該当する者がいる世帯につき、1回限り行うことができる。なお、第3条第1項に該当する者がいる複数の世帯が本再建先で同居する場合には、当該本再建先へ引越しをする際に要する費用については、本再建前における世帯ごとに申請することができるものとする。

(交付決定及び額の確定)

第6条 知事は、助成金の交付決定及び額の確定をしたときは、様式第2号により申請者に通知するものとする。

(不交付の決定)

第7条 知事は、助成金を交付しないことを決定したときは、様式第3号により申請者に理由を付して通知するものとする。

(現地調査等)

第8条 知事は、助成金の交付の適切かつ円滑な実施を図るため、必要に応じて申請者及びその関係者に対して報告を求め、又は現地調査等を行うことができるものとする。

(関係書類の整備)

第9条 助成金の交付決定を受けた者は、規則第10条に規定する関係書類について、助成金の支払を受けた日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(交付決定の取消し及び返還)

第10条 知事は、第6条の交付決定が申請者の偽りその他不正な手段に起因するものであったときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

2 知事は、助成金の交付決定を取り消した場合には、様式第4号により、交付決定の取消しを受けた者に通知するものとする。この場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度から令和4年度までの助成金について適用する。

別表1 (助成対象経費及び助成金額)

助成対象経費	助成金額
県内の本再建先への引越しに要する費用	一律 10 万円/世帯
本再建先として県内の民間賃貸住宅へ入居する際に締結する賃貸借契約に伴う費用	一律 20 万円/世帯

別表2 (添付書類)

(共通)
1 市長が発行する災害復旧工事の関係や長期避難世帯というやむを得ない理由で仮住まいをしている旨を証明する書類
2 住民票 (本再建先の住宅の所在、世帯主及び世帯構成が確認できるもの)
3 本再建した日が確認できる書類の写し
4 その他知事が必要と認めるもの (民間賃貸住宅を本再建先とする場合)
5 賃貸借契約書の写し

福岡県知事 様

(申請者)

現住所	〒 ー
ふりがな	
氏 名	(印)
電話番号	

福岡県住宅被災者本再建支援助成金交付申請書兼実績報告書

福岡県住宅被災者本再建支援助成金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 申請する助成金

県内の本再建先への引越しに要する費用 (10 万円/世帯)

本再建先として県内の民間賃貸住宅へ入居する際に締結する賃貸借契約に伴う費用
(20 万円/世帯)

2 申請内容

被災時の住宅	被災時の住所	〒 ー	
	罹災証明書等の名宛人	(名宛人の氏名)	(申請者との続柄)
	罹災区分	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 (解体: 有 <input type="checkbox"/>) <input type="checkbox"/> 長期避難世帯 <input type="checkbox"/> その他 ()	
仮住まい先	仮住まい先の住所	〒 ー	
	仮住まい先の種別・名称等	<input type="checkbox"/> 民間賃貸住宅 <input type="checkbox"/> 公営住宅等 (名称: 団地) <input type="checkbox"/> その他 ()	
本再建先	本再建先の住所	〒 ー	
	本再建先の種別・名称等	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 公営住宅等 (名称: 団地) <input type="checkbox"/> 民間賃貸住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	本再建先への入居日	年 月 日	

振込先口座	金融機関		本・支店名等				種別		口座番号							
	銀行等	銀行 信用金庫 組合					1 普通 2 当座									
	ゆうちょ銀行	記号					番号									
	ふりがな															
	口座名義人															

※振込先口座に記載された内容を確認しますので、上記の記載内容がわかる部分の通帳の写しを添付してください。

3 誓約事項

次の事項を誓約します。

- (1) 申請者は、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。審査の際、県が関係機関に照会することに同意します。
- (2) この助成金の交付申請は今回1回限りであり、この度の移転が本再建先への移転であることに相違ありません。

申請者署名

Ⓔ

(添付書類)

(共通)

- 1 市長が発行する災害復旧工事の関係や長期避難世帯というやむを得ない理由で仮住まいをしている旨を証明する書類
- 2 住民票（本再建先の住宅の所在、世帯主及び世帯構成が確認できるもの）
- 3 本再建した日が確認できる書類の写し
- 4 その他知事が必要と認めるもの
(民間賃貸住宅を本再建先とする場合)
- 5 賃貸借契約書の写し

【市職員記入欄】

(本再建した日の確認)			確認した日	確認者 (職名及び氏名)
仮住まい先種別	確認方法	交付対象者が本再建した日		
<input type="checkbox"/> 災害復旧	<input type="checkbox"/> 確認書添付			職名
<input type="checkbox"/> 長期避難	<input type="checkbox"/> その他証明書類添付			
(他制度の活用実績の確認)				氏名
<input type="checkbox"/> 活用実績有り <input type="checkbox"/> 活用実績無し	(活用した制度名称)			
				印

様式第2号

住 計 第 号
年 月 日

様

福岡県知事

福岡県住宅被災者本再建支援助成金交付決定通知書兼額の確定通知書

年 月 日付けで交付申請があった福岡県住宅被災者本再建支援助成金について、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により、金 円を交付することを決定するとともに、規則第14条の規定により、その額を確定しましたので通知します。

様式第3号

住 計 第 号
年 月 日

様

福岡県知事

福岡県住宅被災者本再建支援助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請があった福岡県住宅被災者本再建支援助成金について、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）第4条第1項の規定に基づき、次の理由により交付しないこととしましたので通知します。

（交付しない理由）

様式第4号

住 計 第 号
年 月 日

様

福岡県知事

福岡県住宅被災者本再建支援助成金交付決定取消通知書

年 月 日付けで交付決定をした福岡県住宅被災者本再建支援助成金
について、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）第16条第1項の
規定により、下記のとおり交付決定を取り消します。

記

- 1 交付決定番号
- 2 交付決定取消額 金 円
- 3 取消理由